

船員法施行規則の一部を改正する省令案（様式改正）について

改正概要

近年の船員の高齢化や船員の雇用形態の多様化に伴い、船員法第111条に定める船舶所有者に対する大臣への報告に係る同法施行規則第73条第3項に定める当該報告書の様式（第19号書式。以下「様式」という。）について、船員の就労実態の十分な把握が困難となってきたことから、報告事項の最適化を図り、今後の船員対策の検討に資するために様式について所要の改正を行う。

改正内容

1. 「船員を乗り組ませている主な船舶」欄の追加
外国籍船（船員法適用外船舶）に日本人船員を派遣する事業者の主な事業形態が、現行の様式では把握困難であることから明確化する。
2. 「年齢別船員数」欄中「60歳以上」の区分の細分化
平成24年10月以降、年齢別船員数において60歳以上の高齢船員の割合が最多を占めるようになったため、60歳以上の区分を細分化し、高齢船員の年齢別船員数及びその推移を把握する。
3. 「所属船舶の合計隻数・総トン数」欄の削除
管理システムの導入により、船員法第111条で定める報告について、電算処理で自動集計されるため不要となった。
4. その他（レイアウトの変更等）

事業状況報告書

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

年月日提出

主たる船員の労務管理の事務を行う事務所	船舶所有者 (本社)
所在地 (電話)	住所(所在地) (電話)
名称	氏名(名称)
担当者氏名	経営形態 資本(出資)額
加盟船舶所有者団体の名称	

年10月1日現在

(1) 雇用船員数(予備船員数を除く。)及び所属船舶の状況

船名	船舶番号	船質	総トン数	航行区域又は従業制限	運航形態	用途	主な就航航路又は操業区域	乗組員数		船部	船員数	備考	合計	隻数		総トン数
								うち女子船員数	うち外国人船員数					漁船以外の船舶	鋼船	
職	甲	うち女子船員数														
	部	うち外国人船員数														
機	うち女子船員数															
関	部	うち外国人船員数														
無	線	うち女子船員数														
線	部	うち外国人船員数														
事	務	うち女子船員数														
務	部	うち外国人船員数														
そ	の	うち女子船員数														
の	他	うち外国人船員数														
計	うち女子船員数															
	うち外国人船員数															
甲	うち女子船員数															
部	うち外国人船員数															
機	うち女子船員数															
関	部	うち外国人船員数														
無	線	うち女子船員数														
線	部	うち外国人船員数														
事	務	うち女子船員数														
務	部	うち外国人船員数														
そ	の	うち女子船員数														
の	他	うち外国人船員数														
計	うち女子船員数															
	うち外国人船員数															
総計	うち女子船員数															
	うち外国人船員数															

(2) 予備船員数

区分	職 員					部 員					総 計								
	甲板部	機関部	無線部	事務部	その他	計	甲板部	機関部	無線部	事務部	その他	計	甲板部	機関部	無線部	事務部	その他	計	
予備船員数																			
うち女子船員数																			
うち外国人船員数																			

(3) 非雇用船員(雇用契約のない船員)数 職員 人 部員 人

(4) 年齢別船員数

区分	職員	部員	計
18歳未満			
20歳未満			
25歳未満			
30歳未満			
35歳未満			
40歳未満			
45歳未満			
50歳未満			
55歳未満			
60歳未満			
60歳以上			
計			

(5) 経験年数別船員数

区分	職員	部員	計
5年未満			
10年未満			
15年未満			
20年未満			
25年未満			
30年未満			
35年未満			
40年未満			
40年以上			
計			

(6) 海技免状又は小型船舶操縦免許証受有船員数

区分	職 員				部 員	
	甲板部	機関部	無線部 通信	電子 通信	甲板部	機関部
一級海技士						
二級海技士						
三級海技士						
船橋当直三級海技士						
機関当直三級海技士						
四級海技士						
五級海技士						
六級海技士						
小型船舶操縦士						
計						

(7) 労働組合の状況

名 称	
加 入 者 数	
労働協約の有無	

(8) 貯蓄金管理協定の有無及び委託者数

(9) 時間外労働協定の有無及び対象船員数

(10) 補償休日労働協定の有無及び対象船員数

(11) 休憩時間分割協定の有無及び対象船員数

事業状況報告書

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

年 月 日提出

主たる船員の労務管理の事務を行う事務所		船舶所有者(本社)	
所在地 (電話)		住所(所在地) (電話)	
名称		氏名(名称)	
担当者氏名		経営形態	資本(出資)額
船員を乗り組ませている主な船舶 ・外航旅客船 ・外航貨物船 ・内航旅客船 ・内航貨物船 ・漁船 ・その他		加盟船舶所有者団体の名称	

年10月1日現在

(1) 雇用船員数(予備船員数を除く。)及び所属船舶の状況

船名	船舶番号	船質	総トン数	航行区域又は従業制限	運航形態	用途	主な就航航路又は操業区域	合計	
								うち女子船員数	うち外国人船員数
乗組員	甲板部	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	機関部	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	無線部	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	事務部	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	その他	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	計		うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
船員数	甲板部	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	機関部	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	無線部	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	事務部	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	その他	うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
	計		うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
総計		うち女子船員数							
		うち外国人船員数							
備考									

(2) 予備船員数

区分	職 員					計	部 員					計
	甲板部	機関部	無線部	事務部	その他		甲板部	機関部	無線部	事務部	その他	
予備船員数												
うち女子船員数												
うち外国人船員数												

(3) 非雇用船員数
(雇用契約のない船員の数)

職員	人
部員	人

(4) 年齢別船員数

区分	職員	部員	計
18歳未満			
20歳未満			
25歳未満			
30歳未満			
35歳未満			
40歳未満			
45歳未満			
50歳未満			
55歳未満			
60歳未満			
65歳未満			
70歳未満			
75歳未満			
80歳未満			
80歳以上			
計			

(5) 経験年数別船員数

区分	職員	部員	計
5年未満			
10年未満			
15年未満			
20年未満			
25年未満			
30年未満			
35年未満			
40年未満			
40年以上			
計			

(6) 海技免状又は小型船舶操縦免許証受有船員数

区分	職 員				部 員	
	甲板部	機関部	無線部 通信	電子 通信	甲板部	機関部
一級海技士						
二級海技士						
三級海技士						
船橋当直三級海技士						
機関当直三級海技士						
四級海技士						
五級海技士						
六級海技士						
小型船舶操縦士						
計						

(7) 労働組合の状況

名 称	
加 入 者 数	
労働協約の有無	

(8) 貯蓄金管理協定の
有無及び委託者数

有 ・ 無	
人	

(9) 時間外労働協定の
有無及び対象船員数

有 ・ 無	
人	

(10) 補償休日労働協定の
有無及び対象船員数

有 ・ 無	
人	

(11) 休憩時間分割協定の
有無及び対象船員数

有 ・ 無	
人	